

【改修(計画)報告書の記載方法について】

改修(計画)報告書は、「記載されている回答期限までに全ての指摘事項を履行(改善)し、その内容を記載する」といった主旨のものではありません。講習会の日程や多額の費用負担が生じるもの等、早期対応が困難なものがあることも事実です。そのような場合は、「改修時期」や「改修方法」など具体的な内容を明記したうえで報告して下さい。

改修(計画)報告書の記載例を次のように示しましたので、参考としてください。

改修(計画)報告書の内容に具体性がない、又は不明な点があるといった場合には再確認させていただく場合もありますのでご了承ください。

なお、ご不明な点がありましたら、立入検査等結果通知書に記載されている電話番号までご連絡下さい。

様式第6号(第16条関係) (整理番号)

改修(計画)報告書

弘前地区消防事務組合

平成〇年4月14日

住所 弘前市大字本町2番地1

責任者 建設株式会社
職・氏名 代表取締役社長 OO OO

平成〇年4月1日 立入検査により指摘された事項については、次のとおり改善(計画)しました。(回答期限 平成〇年4月15日)

| 消防対象物 | 名称 | ▲▲ビル | | |
|-------|---|----------|-------------------------------|---------|
| | 所在地 | 弘前市〇〇△の△ | 令別表第1 区分 | (16) 項イ |
| 指摘番号 | 指摘事項 | | 改修(計画)年月日・措置内容 | |
| 例1 | 防火管理者を選任し、〇〇消防署長へ届け出ること。 | | 平成〇年〇月〇日の防火管理者の講習に申し込みました。 | |
| 例2 | 〇〇販売店の避難通路上に、避難の障害となる物件(商品棚等)を存置しないこと。(法第8条の2の4) | | 半年後の棚卸しの時期に合わせて実施するよう伝えました。 | |
| 例3 | 自動火災報知設備を設置すること。(法第17条、令第21条) | | 今月中に見積もりをとり、平成〇年〇月〇日までに設置します。 | |
| 例4 | 〇〇で使用するカーテンは防炎性能を有するものとし、その旨を表示が附されていること等により明らかにすること。(法第8条の3) | | 平成〇年〇月〇日に防炎性能を有するものに変更しました。 | |
| 例5 | △△飲食店のフード等に付着した油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。(条例第5条の2) | | 順次実施していく予定です。 | |

厨房内のフード等は油脂が溜まるとそれを媒介として火災が延焼拡大します。それを防ぐためにも早期対応が求められますので、次のような内容が望ましいものとなります。(例)〇月〇日に清掃を実施しました。

回答期限内の提出をお願いします。

「立入検査等結果通知書」に記載されている「名あて人」からの回答となります。また、社印等は不要です。

期日・方法等が明記された具体的な内容となります。

避難障害は即日撤去が原則ですので、次のような回答が望ましいものとなります。
(例)〇月〇日全て撤去済みです

期日・方法等が明記された具体的な内容となります。具体的な記述がない次のような内容は再確認させていただきます。
(例)資金面で余裕ができたときに実施します。

期日・方法等が明記された具体的な内容となります。

【その他】

- 「改修(計画)年月日・措置内容」欄に書き切れない場合は、別紙参照と明記したうえで、別紙を添付していただいても構いません。
- 改修前、改修後の状況が分かるような写真を添付していただいても構いません。